

# 「生活習慣病管理料(Ⅱ)」算定のお知らせ

令和6年度の診療報酬改定により、当院では令和6年6月より「生活習慣病管理料(Ⅱ)」を算定することになりましたのでお知らせいたします

対象となる方

高血圧症の方  
脂質異常症の方(高コレステロール血症、高脂血症等含む)  
糖尿病の方

## 費用について

生活習慣病管理料(Ⅱ)333点

- ・3割負担の方で自己負担額はおよそ1,500円/月です
- ・月に1回を限度に、受診の都度発生します

2024年5月まで	2024年6月以降
再診料 73点	再診料 75点
外来管理加算 52点	生活習慣病管理料(Ⅱ)333点
特定疾患療養管理料 225点	処方箋料 60点
処方箋料 68点	
特定疾患処方管理加算 66点	
合計 484点	合計 468点

※診療内容により、検査料等その他費用がかかります

## 療養計画書の作成について

病状に応じた療養計画書を作成し、初回のみご署名をいただきます  
計画の作成とご説明のため、以前と比較して診察にお時間がかかる場合があります。  
ご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

蒲生厚生診療所